2 建住第 336 号 令和 2 年(2020 年) 11 月 18 日

建築関係団体の長 様

長野県建設部長

古民家再生の専門家登録に関する要領等の制定について(依頼)

日頃より、本県の建築住宅行政に御協力いただき、ありがとうございます。

県では、地域の気候風土とともに育まれてきた古民家の安全・安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承、並びに古民家の活用を通じた地域活性化を目的とした「ふるさと古民家再生支援事業」を実施するにあたり、派遣する専門家の登録を行うため、古民家再生の専門家登録に関する要領等を制定しました。

つきましては、要領をお送りしますので、貴会会員への周知及び積極的な登録に御 配意願います。

記

- 1 送付資料
- (1) 古民家再生の専門家登録に関する要領
- (2) 古民家再生の専門家登録台帳閲覧要領

建設部建築住宅課建築企画係

(課長) 小林 弘幸 (担当) 三宅 隆徳 電 話 026-235-7339 (直通)

F A X 026-235-7479

E-mail kenchiku@pref.nagano.lg.jp